

議案第15号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正の概要について

1 改正理由

高根沢町職員の定年等に関する条例の規定を引用している条例中の条例番号を修正するため、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

次の条例において引用している高根沢町職員の定年等に関する条例の条例番号について、「昭和 59 年高根沢町条例第 1 号」を「令和 4 年高根沢町条例第 31 号」に改めるほか、（４）及び（５）については文言の整理も行います。

- （１）技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 47 年高根沢町条例第 2 号）
- （２）高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 50 年高根沢町条例第 11 号）
- （３）外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年高根沢町条例第 1 号）
- （４）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年高根沢町条例第 13 号）
- （５）職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第 7 号）

3 施行日

公布の日

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年高根沢町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当</p>

該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町長が定める者で負傷、疾病又は老齢により町長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、町長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（昭和59年高根沢町条例第1号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町長が定める者で負傷、疾病又は老齢により町長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、町長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年高根沢町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第12号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和元年高根沢町条例第13号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（昭和59年高根沢町条例第1号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は</p>

老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する場合を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する場合を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高根沢町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(4) 高根沢町職員の定年等に関する条例(令和4年高根沢町条例第31号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することと</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(4) 高根沢町職員の定年等に関する条例(昭和59年高根沢町条例第1号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することと</p>

されている職員	されている職員
---------	---------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高根沢町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(4) 高根沢町職員の定年等に関する条例(令和4年高根沢町条例第31号。以下「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(採用された職員に関する給与条例の特例)</p> <p>第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。<u>次条</u>において同じ。)に関する給与条例第18条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(4) 高根沢町職員の定年等に関する条例(昭和59年高根沢町条例第1号。以下「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(採用された職員に関する給与条例の特例)</p> <p>第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。<u>以下第15条まで</u>において同じ。)に関する給与条例第18条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 職員の高齢者部分休業に関する条例(令和元年高根沢町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢者部分休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、高年齢として第3項</p>	<p>(高齢者部分休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、高年齢として第3項</p>

に規定する年齢に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が同項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（令和4年高根沢町条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

に規定する年齢に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（高根沢町職員の定年等に関する条例（昭和59年高根沢町条例第1号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。